

総行経第22号
平成25年10月17日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

】 殿

総務大臣

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び
施行について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）において地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の一部が改正されたこと等に伴い、このたび、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第298号。以下「改正令」という。）、地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示（平成25年総務省・文部科学省告示第1号）並びに地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の規定による地方独立行政法人法施行令第2条第3号の総務大臣の指定する事項（平成25年総務省告示第395号）が公布され、下記第4に掲げる日から施行されることとなりました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 出資等に係る不要財産の納付

地方独立行政法人法施行令の改正

(1) 現物による出資等団体への納付

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産（法第6条第4項に規

定する出資等に係る不要財産をいう。以下同じ。)の出資等団体(法第42条の2第1項に規定する出資等団体をいう。以下同じ。)への納付について、法第42条の2第1項の認可を受けようとするときは、所定の事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならないものとされたこと。(地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号。以下「令」という。)第5条の2第1項関係)

- ② 地方独立行政法人は、法第42条の2第1項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとされたこと。(令第5条の2第2項関係)

(2) 譲渡収入による出資等団体への納付

- ① 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(以下「譲渡収入額」という。)から出資等団体への納付を行うことについて、法第42条の2第2項の認可を受けようとするときは、所定の事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならないものとされたこと。(令第5条の3第1項関係)

- ② 地方独立行政法人は、法第42条の2第2項の認可を受けて出資等に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、所定の事項を記載した報告書を設立団体の長に提出するものとされたこと。(令第5条の3第2項及び第3項関係)

- ③ 設立団体の長は、②の報告書の提出を受けたときは、出資等団体に納付すべき額として、法第42条の2第2項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額を地方独立行政法人に通知するものとされたこと。また、地方独立行政法人は、当該通知を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該通知された金額を納付するものとされたこと。(令第5条の3第4項及び第5項関係)

(3) 簿価超過額の出資等団体への納付

- ① 地方独立行政法人は、譲渡収入額に簿価超過額(法第42条の2第2項に規定する簿価超過額をいう。以下同じ。)があった場合には、(2)③の設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額を納付するものとされたこと。(令第5条の4第1項関係)

- ② 地方独立行政法人は、法第42条の2第3項ただし書の規定により簿価超過額の全部又は一部を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときは、所定の事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならないこととされたこと。(令第5条の4第2項関係)

- ③ 地方独立行政法人は、法第42条の2第3項ただし書の認可を受けたときは簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を、当該認可をしない処分を受けたときは簿価超過額を、それぞれ設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に納付するものとされたこと。(令第5条の4第3項及び第4項関係)

(4) 設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知

設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の出資に係る出資等に係る不要財産の処分について、以下の場合には、それぞれ所定の事項を設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならないとされたこと。

(令第5条の5関係)

ア 法第42条の2第1項、第2項若しくは第3項ただし書の認可をした場合又は法第42条の2第3項ただし書の認可をしない処分をした場合

イ 令第5条の2第1項又は第5条の3第1項の申請書の提出があった場合

ウ 令第5条の3第4項の通知をした場合

(5) 資本金の減少に係る通知及び報告

設立団体の長は、法第42条の2第4項の規定により地方独立行政法人の資本金の額のうち減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を当該地方独立行政法人に通知するものとされたこと。また、当該地方独立行政法人は、法第42条の2第4項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に報告するものとされたこと。(令第5条の6関係)

(6) 設立団体が二以上である場合の特例

設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る以下の権限の行使については、設立団体の長が協議して定めるところによるものとされたこと。(令第14条関係)

ア 法第42条の2第4項の規定により地方独立行政法人の資本金の額のうち減少するものとされる金額を定めること

イ 令第5条の2第2項、第5条の3第5項並びに第5条の4第3項及び第4項の設立団体の長の指定する期日を定めること

第2 軽微な定款変更事項の追加

1 地方独立行政法人法施行令の改正

地方独立行政法人の定款の変更のうち総務大臣の指定する事項については、法第8条第2項ただし書に規定する軽微な定款の変更として、設立団体の議会の議決及び総務大臣又は都道府県知事の認可を要しないこととされたこと。(令第2条第3号関係)

2 地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の規定による地方独立行政法人法施行令第2条第3号の総務大臣の指定する事項

1の総務大臣の指定する事項は、以下の事項とされたこと。

ア 主たる事務所の所在地の名称の変更

イ 公共的な施設の設置及び管理を行う地方独立行政法人における当該公共的な施設の所在地の名称の変更

ウ 資産の所在地の名称の変更

第3 業務の範囲の追加

1 地方独立行政法人法施行令の改正

博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館（以下「博物館等」という。）の設置及び管理については、法第21条第5号に規定する公共的な施設の設置及び管理として、地方独立行政法人の業務の範囲とされたこと。（令第4条第3号関係）

2 地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の改正

博物館等の設置及び管理を行う地方独立行政法人の設立の際の認可の基準のうち定款に定める業務に係るものについては、法第21条第5号及びこれに附帯する業務の範囲であることに加え、当該博物館等の規模及び内容に照らして、地方独立行政法人が設置及び管理することが効率的かつ効果的と認められることとされたこと。（地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準第1第1号（4）イ関係）

第4 施行期日

1 第1に関する規定については平成26年4月1日から施行するものとされたこと。（改正令附則第1項関係）

2 第2及び第3に関する規定については公布の日から施行するものとされたこと。（改正令附則第1項ただし書関係）